自　主　点　検　表

(令和5年度版)

養 護 老 人 ホ ー ム

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者(法人)名称 | |  |
| 事業所 | 名　称 |  |
|  | 番　号 |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 電　話 |  |
|  | メール |  |
| 点検者　職・氏名 | |  |
| 点検年月日 | | 年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| 越谷市 福祉部 福祉総務課 |

養護老人ホーム自主点検表の作成について

1　趣　　旨

　　養護老人ホームが、入所者に対して適切な処遇を行なうためには、施設自らが自主的に事業の運営状況を点検し、設備及び運営に関する基準が守られているかを常に確認することが重要です。

　そこで、市では、養護老人ホームについて、法令、関係通知等を基に自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う指導と連携を図ることとしました。

この点検表は、養護老人ホームを対象とし、主として「越谷市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月22日条例第69号)」、及び「解釈通知」に基づき、点検していただくように作成しています。

つきましては、施設長が中心となって、毎年度定期的に作成(自主点検)し、設備及び運営に関する基準の適合状況を確認するのに活用してください。

2 根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【法律】 | | |
| 老福法 | 老人福祉法(昭和38年7月11日　法律第133号) | |
| 老福施行規則 | 老人福祉法施行規則(昭和38年7月11日　厚生省令第28号) | |
| 介保法 | 介護保険法(平成9年12月17日　法律第123号) | |
| 介保施行規則 | 介護保険法施行規則(平成11年3月31日　厚生省令第36号) | |
| 【人員・設備・運営基準　全般】 | | |
| 養護条例 | 越谷市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月22日　条例第69号) | |
| 平12老発307 | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月30日　老発第307号　厚生省老人保健福祉局長通知) | |
| H27.4.1Q&A | 介護保険最新情報(平成27年4月1日)Vol.454 | |
| 【施設長】 | | |
| 昭53社庶13 | | 社会福祉施設の長の資格要件について(昭和53年2月20日　社庶第13号　厚生省社会局長・児童家庭局長通知) |
| 【夜間及び深夜の勤務】 | | |
| 昭62社施107 | | 社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日　社施第107号　厚生省社会局長・児童家庭局長通知) |
| 【処遇の方針】 | | |
| 平13老発155 | | 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年4月6日　老発第155号　厚生労働省老健局長通知) |
| 【感染症、食中毒の予防】 | | |
| 平 18厚労告268 | | 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年3月31日　厚生労働省告示第268号) |
| 市告示第125号 | | 市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に係る告示 |
| 【苦情対応】 | | |
| 平12老発514 | | 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日　老発第514号など　厚生省老人保健福祉局長など4局長連名通知) |
| 社会福祉法 | | 社会福祉法(昭和26年　法律第45号) |

養護老人ホーム自主点検表　目次

| 項目 | 内容 | ページ |
| --- | --- | --- |
| 第1 | 一般的事項 |  |
| 1 | 基本方針 | 1 |
| 第2 | 職員に関する事項 |  |
| 2 | 用語の定義 | 1 |
|  | (1) 常勤換算方法 | 1 |
|  | (2) 勤務延時間数 | 1 |
|  | (3) 常勤 | 1 |
|  | (4) 入所者及び一般入所者の数 | 2 |
| 3 | 職員数等 | 2 |
|  | (1) 職員の専従 | 2 |
|  | (2) 施設長 | 2 |
|  | (3) 生活相談員 | 2 |
|  | (4) 支援員 | 3 |
|  | (5) 看護職員 | 3 |
|  | (6) 栄養士 | 3 |
|  | (7) 調理員/事務員/その他の職員 | 3 |
|  | (8) 医師 | 3 |
|  | (9) 夜間及び深夜の勤務 | 3 |
| 第3 | 設備に関する事項 |  |
| 4 | 設備 | 4 |
| 5 | 設備の基準 | 4 |
|  | (1) 居室 | 4 |
|  | (2) 静養室 | 4 |
|  | (3) 洗面所 | 4 |
|  | (4) 便所 | 4 |
|  | (5) 医務室 | 4 |
|  | (6) 調理室 | 5 |
|  | (7) 職員室 | 5 |
|  | (8) 廊下 | 5 |
|  | (9) その他 | 5 |
| 第4 | 処遇に関する事項 |  |
| 6 | 運営規程 | 5 |
| 7 | 非常災害対策 | 6 |
| 8 | 記録の整備 | 6 |
| 9 | 入退所 | 7 |
| 10 | 処遇計画 | 8 |
| 11 | 処遇の方針 | 9 |
| 12 | 食事 | 11 |
| 13 | 生活相談等 | 12 |
| 14 | 居宅サービス等の利用 | 12 |
| 15 | 健康管理 | 12 |
| 16 | 施設長の責務 | 13 |
| 17 | 生活相談員の責務 | 13 |
| 18 | 勤務体制の確保等 | 13 |
| 19 | 業務継続計画の策定等 | 15 |
| 20 | 衛生管理等 | 16 |
| 21 | 協力病院等 | 18 |
| 22 | 秘密保持等 | 18 |
| 23 | 苦情への対応 | 18 |
| 24 | 地域との連携等 | 19 |
| 25 | 事故発生の防止及び発生時の対応 | 19 |
| 26 | 虐待の防止 | 21 |
| 27 | 電磁的記録 | 22 |

| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第1　一般的事項 | |  |  |
| 1  基本方針 | (1)　施設の事業運営の方針は、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指したものとなっていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第2条 |
|  | (2)　入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第2条第2項 |
|  | (3)　明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第2条第3項 |
|  | (4)　入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第2条第4項 |
|  | (5)　暴力団員又は越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない方が、法人の役員及び管理者になっていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第2条第5項 |
| 第2　職員に関する事項 | |  |  |
| 2  用語の定義  (1)  常勤換算  方法 | 「常勤換算方法」  　当該養護老人ホームの職員の勤務延時間数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32 時間を基本とする。)で除することにより、当該養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。  　ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47 年法律第113 号)第13 条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76 号。以下「育児・介護休業法」という。)第23 条第1項、同条第3項又は同法第24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 |  | 養護条例  第12条第4項  平12老発307  第3の1の(3)の① |
| (2)  勤務  延時間数 | 「勤務延時間数」  　勤務表上、当該養護老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。 |  | 平12老発307  第3の1の(3)の② |
| (3)  常勤 | 「常勤」  　当該養護老人ホームにおける勤務時間が、当該養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。 |  | 平12老発307  第3の1の(3)の③ |
| 当該施設に併設される他の事業の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、養護老人ホームに特別養護老人ホームが併設されている場合、養護老人ホームの施設長と特別養護老人ホームの施設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 |  |  |
|  | また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22 年法律第49 号)第65 条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 |  |  |
| (4)  入所者及び一般入所者の数 | 下記の「3職員数等」のうち、配置すべき生活相談員、支援員及び看  護職員の数の算定にあたっては、入所者及び一般入所者の数を前年度の平均値としていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第3項  平12老発307  第3の1の(3)の④のイ |
| ※「一般入所者」については、「3職員数等(4)支援員」の項目を参照してください。 |  |
|  | また、前年度の平均値は、前年度の入所者延数を前年度の日数で除して得た数となっていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | さらに、前記の除して得た数については、小数点第2位以下を切り上げていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| 3  職員数等  ★  (1)  職員の専従 | 職員の専従は入所者の処遇の万全を期するために、職員は当該施設の職務に専念すべきとしたものです。しかし職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではなく、また、当該施設を運営する法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分されたうえで兼務することは可能です。  したがって、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点を留意してください。なお、これにより「常勤」に必要な時間を満たさなくなった職員は常勤ではなくなりますので注意してください。  なお、直接入所者の処遇にあたる生活相談員、支援員及び看護師、准看護師については専従の例外を適用すべきでなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り、職員の専従の例外を適用してください。 |  | 平12老発307  第1の5 |
| (2)  施設長 | (1)　施設長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者となっていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第5条第1項 |
|  | (2) 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者としていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例 |
|  | ※　当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 |  | 第12条第5項 |
| (3)  生活相談員 | (1)　常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上の生活相談員を配置していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第1項  第3号ア |
|  | (2)　盲養護老人ホーム(視覚又は聴覚障害者数が定員の7割を超える施設)については、常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の生活相談員を配置していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第2項  第1号ア |
|  | ただし、指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、上記(1)(2)の生活相談員の数から、常勤換算方法で1を減じた数とすることができます。 |  | 養護条例  第12条第8項 |
|  | (3)　生活相談員のうち、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員としていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第1項  第3号イ |
|  | (4)　(3)の主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者としていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第7項 |
|  | ただし、指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、入所者の処遇に支障がない場合、当該養護老人ホームの他の職務に従事することができます。 |  |  |
|  | (5)　生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者となっていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第5条第2項 |
| (4)  支援員 | (1) 　常勤換算方法で、一般入所者の数が15又はその端数を増すごとに1以上の支援員を配置していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第1項  第4号ア |
|  | ※　一般入所者は、入所者であって、指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受けていない者です。 |  |
|  | (2)　養護老人ホームについては、次の表に掲げる一般入所者の数に応じて支援員を配置していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  附則別表  (第12条関係) |
|  | |  |  | | --- | --- | | 一般入所者の数 | 支援員の数 | | 20以下 | 4 | | 21以上　30以下 | 5 | | 31以上　40以下 | 6 | | 41以上　50以下 | 7 | | 51以上　60以下 | 8 | | 61以上　70以下 | 10 | | 71以上　80以下 | 11 | | 81以上　90以下 | 12 | |  |
|  | (3)　支援員のうち1人を「主任支援員」としていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第1項  第4号イ |
|  | (4)　また、主任支援員は、常勤の者となっていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第9項 |
| (5)  看護職員 | (1) 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上の看護職員(看護師又は准看護師)を配置していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第1項  第5号 |
|  | (2)　盲養護老人ホーム(入所者の数が100以下の場合)については、常勤換算方法で、2以上の看護職員を配置していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第2項  第3号ア |
|  | (3) 看護職員のうち1人以上は、常勤の者としていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護第12条  第10項 |
| (6)  栄養士 | (1)　栄養士を1人以上置いていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第1項  第6号  養護条例  第12条第1項 |
| ※　特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあっては栄養士を置かないことができる。 |  |
| (7)  調理員  事務員  その他の職員 | (1) 施設の実状に応じた適当数を配置していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第1項  第7号  養護条例  第12条第1項 |
| ※　ただし、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては、調理員を置かないことができます。 |  |
| (8)  医師 | (1) 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第1項  第2号 |
|  | (2) 嘱託医の契約を締結していますか。 | いる  いない  該当なし |
| (9)  夜間及び  深夜の勤務 | (1) 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第12条第11項 |
| ○夜間・深夜勤務者数   |  |  | | --- | --- | | 夜勤 | 人 | | 宿直 | 人 |   ○宿直の場合には、その形態に印をつけてください。   |  | | --- | | 事務職員等　(職員宿直) | | 宿直専門職員(賃金雇用職員) | | 委託職員(業務委託) | |  | 平12老発307  第3の1の(6)  昭62社施107  5の(1) |
|  | **【養護老人ホーム】**  (前年度の平均入所者数　　人)   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 配置基準(A) | 配置人数(B) | (B－A) | | 施設長 |  |  |  | | 看護職員 |  |  |  | | 栄養士 |  |  |  | | 主任生活相談員 |  |  |  | | 生活相談員 |  |  |  | | 主任支援員 |  |  |  | | 支援員 |  |  |  | |  |  |
| 第3　設備に関する事項 | |  |  |
| 4  設備  ★ | (1)　次の設備を備えていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ①　居室 | ②　静養室 | ③　食堂 | | ④　集会室 | ⑤　浴室 | ⑥　洗面所 | | ⑦　便所 | ⑧　医務室 | ⑨　調理室 | | ⑩　宿直室 | ⑪　職員室 | ⑫　面談室 | | ⑬　洗濯室又は洗濯場 | ⑭　汚物処理室 | ⑮　霊安室 | | ⑯　事務室その他運営上必要な設備 | | | | いる  いない  該当なし | 養護条例  第11条第3項 |
|  | ※　同一敷地内にある他の社会福祉施設の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。 |  | 養護条例  第11条第3項  平12老発307  第1の3 |
| 5  設備の基準  ★  (1)  居室 | (1)　入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 |  | 養護条例  第11条第4項  第1号 |
| (2)　1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。 |  |
| (3)　入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。 |  |  |
| (4)　居室の定員は、1人とすること。 |  | 養護条例  第13条 |
|  | ※　入所者の処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができます。 |  |
|  | ※　ただし、上記(1)及び(2)の基準は、平成18年4月1日に現に存する施設には適用しません。 |  |  |
| (2)  静養室 | (1)　静養室は、医務室又は職員室に近接して設けること。 |  | 養護条例  第11条第4項  第2号 |
| (2)　原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。 |  |
|  | (3)　1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。 |  |  |
|  | (4)　ベッド等の設備を備えるとともに、入所者の身の回り品を収納できる収納設備を設けること。 |  |  |
| (3)  洗面所 | 居室のある階ごとに設けること。 |  | 養護条例  第11条第4項  第3号 |
| (4)  便所 | 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。 |  | 養護条例  第11条第4項  第4号 |
| (5)  医務室 | (1)　医務室には、入所者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。 |  | 養護条例  第11条第4項  第5号 |
|  | (2)　医務室は、入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく知事の許可を得ていますか。 |  | 平12老発307  第2の2の(7) |
| (6)  調理室 | 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 |  | 養護条例  第11条第4項  第6号 |
| (7)  職員室 | 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 |  | 養護条例  第11条第4項  第7号 |
| (8)  廊下 | (1)　廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。 |  | 養護条例  第11条第5項  第1号 |
|  | (2)　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 |  | 養護条例  第11条第5項  第2号 |
|  | (3)　階段の傾斜は、緩やかにすること。 |  | 養護条例  第11条第5項  第3号 |
| (9)  その他 | (1)　養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとなっていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第3条 |
|  | (2)　養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものとなっていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。 |  |  |
|  | (3)　養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)となっていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第11条第1項 |
|  | ※　(1)の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。  　①　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。  　②　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。  　③　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 |  | 養護条例  第11条第2項 |
| 第4　処遇に関する事項 | |  |  |
| 6  運営規程  ★ | (1)　次に掲げる重要事項を盛り込んだ規程を定めていますか。  ア　施設の目的及び運営の方針  イ　職員の職種、数及び職務の内容  ウ　入所定員  エ　入所者の処遇の内容  オ　施設の利用に当たっての留意事項  カ　非常災害対策  キ　個人情報の取扱い  ク　虐待の防止のための措置に関する事項  ケ　その他施設の運営に関する重要事項 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第7条 |
| ※　職員の職種、数及び職務の内容は、職員の「数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、置くべきとされている数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 |  | 平12老発307  第1の6の(1) |
| ※　入所定員は、養護老人ホームの専用の居室の利用人員数の合計とすること。 |  | 平12老発307  第1の6の(2) |
|  | ※　入所者の処遇の内容とは、日常生活を送る上での一日の日課やレクリエーション、年間行事等を含めた処遇の内容を指すものであること。 |  | 平12老発307  第1の6の(3) |
|  | ※　施設の利用に当たっての留意事項は、養護老人ホームを利用する際に、入所者が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。 |  | 平12老発307  第1の6の(4) |
|  | ※　非常災害対策は、非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。 |  | 平12老発307  第1の6の(5) |
|  | ※　虐待の防止のための措置に関する事項は、虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 |  | 平12老発307  第1の6の(6) |
|  | ※　その他施設の運営に関する重要事項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。 |  | 平12老発307  第1の6の(7) |
| 7  非常災害  対策  ★ | (1)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第8条第1項 |
|  | ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。 |  | 平12老発307  第1の7の(1) |
|  | ※　「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。 |  | 平12老発307  第1の7の(2) |
|  | ※　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の作成及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている養護老人ホームにあってはその者に行わせるものとする。 |  | 平12老発307  第1の7の(3) |
|  | ※　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。  　　なお、養護老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62 年9月18 日社施第107 号社会局長、児童家庭局長連名通知)等により別途通知しているので留意すること。 |  | 平12老発307  第1の7の(4) |
|  | (2)　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なっていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第8条第2項 |
|  | (3)　(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第8条第3項 |
|  | ※　養護老人ホームが前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 |  | 平12老発307  第1の7の(5) |
|  | (4)　入所者の特性に応じ、食料その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第8条第4項 |
|  | (5)　消防用設備は、専門業者による定期的な点検を行い届出していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| 8  記録の整備  ★ | (1)　設備、職員及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第9条第1項 |
| (2)　入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録にあっては、5年間)保存していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第9条第2項 |
|  | ①　処遇計画  　②　提供した具体的な処遇の内容等の記録  　③　身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  　④　苦情の内容等の記録  　⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
|  | ※　養護老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に当該養護老人ホーム実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものであること。  　　なお、社会福祉法人が整備すべき会計経理に関する記録については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12 年2月17 日社援第310 号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により別途通知しているので留意すること。 |  | 平12老発307  第1の8 |
|  | (1)　運営に関する記録  　　ア　事業日誌  　　イ　沿革に関する記録  　　ウ　職員の勤務状況、給与等に関する記録  　　エ　条例、定款及び施設運営に必要な諸規程  　　オ　重要な会議に関する記録  　　カ　月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表  　　キ　関係官署に対する報告書等の文書綴 |  |  |
|  | (2)　入所者に関する記録  　　ア　入所者名簿  　　イ　入所者台帳(入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの)  　　ウ　入所者の処遇に関する計画  　　エ　処遇日誌  　　オ　献立その他食事に関する記録  　　カ　入所者の健康管理に関する記録  　　キ　当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  　　ク　行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録  　　ケ　入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
|  | (3)　会計経理に関する記録  　ア　収支予算及び収支決算に関する書類  　イ　金銭の出納に関する記録  　ウ　債権債務に関する記録  　エ　物品受払に関する記録  　オ　収入支出に関する記録  　カ　資産に関する記録  　キ　証拠書類綴 |  |  |
|  | 〔経理の原則〕  ※　養護老人ホームの運営に伴う収入及び支出は、経営主体である地方公共団体又は社会福祉法人の予算に必ず計上し、会計経理に当っては、収支の状況を明らかにしなければならないこと。  なお、養護老人ホームにおける運営費の運用については、「社会福祉法人が運営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16 年3月12 日雇児発第0312001 号、社援発第0312001 号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)により別途通知しているので留意すること。 |  | 平12老発307  第1の9 |
| 9  入退所  ★ | (1)　入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第14条第1項 |
| ※　養護老人ホームに入所しようとする者に対し、日常生活の自立を図るとともに社会 復帰を目指すうえでどのような生活支援が必要であるかについて判断するため、その者の心身の状況や家族等の状況、生活歴等、必要な事項について把握し、解決すべき問題の状況を明らかにすることが重要であると規定したものである。 |  | 平12老発307  第5の1の(1) |
|  | (2)　入所者の処遇に当たっては、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第14条第2項 |
|  | ※　入所者が再び在宅において生活できるかどうかについて常に配慮し、退所が可能となった場合を念頭に置きつつ、在宅での生活に資する処遇を行うことが必要であることを規定したものである。 |  | 平12老発307  第5の1の(2) |
|  | (3)　入所者が在宅において生活することができると判断される状態となった場合には、本人又は家族との話し合い等を通じて、在宅復帰後の不安や疑問を解消するとともに、自立した日常生活を継続できるよう助言や指導を行う等、円滑な退所に向けて必要な援助に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第14条第3項 |
|  | ※　入所者が在宅において生活することができると判断される状態となった場合には、その者が円滑に在宅での生活に移行できるよう、本人又は家族との話し合いの場を設けること等により、在宅復帰後における不安や疑問の解消を図るとともに、在宅における自立した日常生活の継続に資する助言や指導等、必要な援助を行うよう努めるべきことを規定したものである。 |  | 平12老発307  第5の1の(3) |
|  | (4)　入所者の退所に際しては、保健医療サービスや福祉サービスを行う者との密接な連携を図る等、継続的な支援体制づくりに努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第14条第4項 |
|  | ※　退所が可能となった入所者の退所を円滑に行うとともに、自立した生活を継続させるため、主として主任生活相談員及び生活相談員が中心となって、主治の医師をはじめとする保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりを行うよう努めるべきことを規定したものである。 |  | 平12老発307  第5の1の(4) |
|  | (5)　入所者の退所後も、地域包括支援センター等との連携を通じるなどして、当該入所者及びその家族等からの健康、生活状況等に関する相談に応じる等、適切な援助を行うよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第14条第5項 |
|  | ※　退所した入所者が、自立した生活を継続するために、当該者やその家族に対する継続的な支援を行うことが重要であり、当該者が在宅において生活を営むうえで解決すべき課題を抱えている場合等には、地域包括支援センター等との連携を通じるなどして、必要に応じ、入所者又はその家族等に対し、健康、生活状況等に関する相談に応じる等、適切な援助をするよう努めるべきことを規定したものである。 |  | 平12老発307  第5の1の(5) |
| 10  処遇計画  ★ | (1)　処遇計画の作成に関する業務は、生活相談員に担当させていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第15条第1項 |
| (2)　生活相談員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境、その者及び家族等の希望を勘案し、他の職員と協議の上、処遇計画を作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第15条第2項 |
|  | ※　入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」という。)の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意すること。 |  | 平12老発307  第5の2の(1) |
|  | ※　当該処遇計画の作成に当たり、入所者が指定居宅サービス等(介護保険法第7条第18 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)を利用している場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。  　　また、入所者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを受けている場合には、特定施設の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画の内容について留意すること。 |  | 平12老発307  第5の2の(2) |
|  | ※　当該処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものであること。 |  | 平12老発307  第5の2の(3) |
|  | ※　養護老人ホームの特性に沿った処遇計画の在り方については、今後、研究を行う必要があるが、当分の間、当該処遇計画は、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11 年11 月12日老企第29 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)等を参考に作成するものとし、入所者の個別支援に資する適切な手法により行うこと。 |  | 平12老発307  第5の2の(4) |
|  | (4) 処遇計画は、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第15条第3項 |
| 11  処遇の方針  ★ | (1)　入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第16条第1項 |
|  | ※　養護老人ホームが、入所者の自立した日常生活に資する支援と社会復帰の促進を図ることを目指す施設であることを十分に踏まえ、処遇に当たらなければならないことを規定したものである。 |  |  |
|  | (2)　入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第16条第2項 |
|  | (3)　養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第16条第3項 |
|  | ※　「処遇上必要な事項」とは、処遇計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものである。また、入所者が指定居宅サービス等を利用している場合には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。 |  | 平12老発307  第5の3の(2) |
|  | (4)　入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていませんか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第16条第4項 |
|  | 【緊急やむを得ない場合とは】  　①　切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。  　②　非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと  　③　一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 |  | 平13老発155  身体拘束ゼロ  への手引 |
|  | 【身体拘束禁止の対象となる具体的行為の例】  ア　徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。  イ　自分で降りられないようにベッドを柵(サイドレール)で囲む(4点柵又はベッドを壁際に寄せた反対側2点柵設置)。  ウ　車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。  エ　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。  オ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。  カ　行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。  サ　自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |  | 平13老発155  身体拘束ゼロ  への手引 |
|  | (5)　身体的拘束等を行う場合には、その内容等について入所者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第16条第5項 |
|  | ※　当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。なお、当該記録は2年間保存しなければならない。 |  | 平12老発307  第5の3の(3) |
|  | ※　緊急やむを得ず身体的拘束を行った場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」などを参考にして、利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有していますか。 |  | 身体拘束ゼロ  への手引き |
|  | ※　「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、文書により家族等にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得ること。 |  | 身体拘束ゼロ  への手引き |
|  | また上記の説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得ること。  ①　拘束の三要件(切迫性、非代替性、一時性)の1つのみに○がついていないか。  ②　拘束期間の「解除予定日」が空欄になっていないか。  ③　説明書(基準に定められた身体拘束の記録)の作成日が拘束開始日より遅くなっていないか。 |  |  |
|  | ※　身体的拘束は、入所者の生命等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合など、やむなく緊急かつ一時的に行われるものです。市では身体的拘束は、本人の人権の制限という面があるため、説明書の説明・同意については、原則として事前又は開始時に家族等の了解を得るよう指導しています。このため、拘束を開始する際、電話等で家族等に連絡が取れない場合は、連絡を試みた旨について、説明書上等に記録するようにしてください。 |  |  |
|  | (6)　養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第16条第6項 |
|  | ①　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第16条第6項  第1号 |
|  | ※　「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。  　　なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。 |  | 平12老発307  第5の3の(4) |
|  | また、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ※　養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  　　具体的には、次のようなことを想定している。  　①　身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。  　②　支援員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。  　③　身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。  　④　事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  　⑤　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  　⑥　適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 |  |  |
|  | (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第16条第6項  第2号  平12老発307  第5の3の(5) |
|  | ※　「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  　①　施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方  　②　身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項  　③　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  　④　施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針  　⑤　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針  　⑥　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  　⑦　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 |  |
|  | (3)　支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第16条第6項  第3号  平12老発307  第5の3の(6) |
|  | ※　支援員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該養護老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。  　　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。 |  |  |
| 12  食事 | (1)　栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第17条 |
|  | また、食事は、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 平12老発307  第5の4の(1) |
|  | (2)　調理は、あらかじめ作成された献立(予定献立表)に従って行うとともに、その実施状況(実施献立表)を明らかにしていますか。 | いる  いない  該当なし | 平12老発307  第5の4の(2) |
|  | また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　食事時間は適切なものとし、特に夕食時間は午後6時以降が望ましいが、早くても午後5時以降になっていますか。 | いる  いない  該当なし | 平12老発307  第5の4の(3) |
|  | (4)　食事の提供に関する業務は、養護老人ホーム自らが行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 平12老発307  第5の4の(4) |
|  | (5)　食事の提供に関する業務を第三者に委託している場合には、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容になっていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (6)　食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていますか。 | いる  いない  該当なし | 平12老発307  第5の4の(5) |
|  | (7)　入所者に対しては、適切な栄養食事相談を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 平12老発307  第5の4の(6) |
|  | (8)　食事内容について、当該施設の医師又は栄養士(栄養士を配置していない場合は、連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において、検討していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12老発307  第5の4の(7) |
| 13  生活相談等 | (1)　常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第18条第1項 |
|  | ※　常時必要な指導を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものであること。なお、相談に当たっては、管理規程に従うべきことは勿論であるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的な処遇方針を定めることが適当であること。 |  | 平12老発307  第5の5の(1) |
|  | (2)　入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練等を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第18条第2項 |
|  | (3)　要介護認定(介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定をいう。)の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第18条第3項 |
|  | ※　要介護認定に係る申請や証明書の交付等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。併せてこれらについては、その経過を記録しておくこと。 |  | 平12老発307  第5の5の(2) |
|  | (4)　常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第18条第4項 |
|  | ※　入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。 |  | 平12老発307  第5の5の(3) |
|  | (5)　入所者の外出の機会を確保するよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例 |
|  | ※　入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。 |  | 第18条第5項  平12老発307  第5の5の(4) |
|  | (6)　入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第18条第6項 |
|  | (7)　1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしてますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第18条第7項 |
|  | (8)　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第18条第8項 |
|  | ※　入所者の生活意欲の増進等を図るため、その身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練又は機能減退防止のための訓練に、つねに参加できるようその機会を与えるとともに、日常生活及びレクリエーション行事の実施等に当たっても、その効果を配慮すること。 |  | 平12老発307  第5の5の(5) |
|  | ※　生活相談等に当たっては、いたずらに入所者を強制し自由を拘束することとならないよう留意すること。 |  | 平12老発307  第5の5の(6) |
| 14  居宅サービス等の利用 | 入所者が要介護状態等(介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。)となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等(同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。)を受けることができるよう、必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第19条 |
|  | ※　入所者が要介護状態又は要支援状態となった場合に、入所者が必要とする介護保険サービスを円滑に受けることができるよう、入所者に対し、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所に関する情報提供を行うなど、必要な措置を行わなければならないことを規定したものである。 |  | 平12老発307  第5の6 |
| 15  健康管理 | 入所者について、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第20条 |
|  | ※　養護老人ホームは、入所者の健康管理に努めること。なお、養護老人ホームが行う入所者に対する健康診断は、各人の身体的状況等を考慮のうえ、「保健事業実施要領」の基本健康診査の検査項目に準じて行うこと。 |  | 平12老発307  第5の7の(1) |
| ※　職員については、労働安全衛生規則又は地方公共団体の実施する方法に従って健康診断を行うこと。 |  | 平12老発307  第5の7の(2) |
| ※　定期的に調理に従事する職員の検便を行うこと。 |  | 平12老発307  第5の7の(3) |
| 16  施設長の  責務 | (1)　施設長は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第21条第1項 |
| (2)　施設長は、職員に「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」の各規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第21条第2項 |
| 17  生活相談員の責務 | (1)　生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第22条第1項 |
| (2)　入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法に規定する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第22条第1項  第1号 |
|  | 合せて、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　入所者又はその家族からの苦情を受け付けた場合は、苦情内容等を記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第22条第1項  第2号 |
|  | (4)　入所者に対する処遇により事故が発生した場合、事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第22条第1項  第3号  平12老発307  第5の8の(1) |
|  | ※　養護老人ホームの生活相談員の責務を定めたものである。生活相談員は、「項目　処遇計画」の業務のほか、処遇計画に則った支援が行われるよう、必要に応じ、当該養護老人ホームの職員の業務について調整を行うとともに、施設外の保健福祉サービスを行う者や市町村等、必要な機関との調整を行うことを基本とし、その上で、第一号から第三号までに掲げる業務を行うものである。 |  |
|  | (5)　主任生活相談員は上記(1)～(4)の業務のほか、入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術的指導等の内容の管理を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第22条第2項 |
|  | ※　主任生活相談員は、相談援助に係る業務について経験を有する生活相談員等が行うものであり、他の生活相談員の業務に対する指導的役割を担うものである。 |  | 平12老発307  第5の8の(2) |
|  | (6)　指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、生活相談員を置いていない場合にあっては、主任支援員が(1)～(5)に掲げる業務を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第22条第3項 |
|  | ※　生活相談員が置かれていない場合とは、定員30 人以下で、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けているときを指すものである。 |  | 平12老発307  第5の8の(3) |
| 18  勤務体制の確保等  ★ | (1)　入所者に対する適切な処遇の提供を確保するため、原則として月ごとに作成する勤務表によって、職員の勤務体制を定めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第23条第1項 |
| ※　勤務表は、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長等の兼務関係等を明確にすること。 |  | 平12老発307  第5の9の(1) |
|  | (2)　職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第23条第2項 |
|  | ※　職員の勤務体制を定めるに当たっては、処遇の方針を踏まえ、可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立った処遇を行わなければならないこととしたものであること。 |  | 平12老発307  第5の9の(2) |
|  | (3)　職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第23条第3項 |
|  | ※　当該養護老人ホームの職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 |  | 平12老発307  第5の9の(3) |
|  | その際、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。  ※　令和6年3月31 日までの間は、努力義務。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　養護老人ホームに、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、入所者に対する処遇に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体のケアを行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。  　　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 |  |  |
|  | ※　養護老人ホームは、令和6年3月31 日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての職員に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した職員(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする(この場合についても、令和6年3月31 日までは努力義務で差し支えない)。 |  |  |
|  | (4)　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第23条第4項 |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47 年法律第113 号)第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41 年法律第132 号)第30 条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 |  | 平12老発307  第5の9の(4) |
|  | ①　事業者が講ずべき措置の具体的内容  　　事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(平成18 年厚生労働省告示第615 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。  　　ア　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  　　　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。  　　イ　相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること。 |  |  |
|  | ②　事業主が講じることが望ましい取組について  　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されている。福祉・介護現場では特に、入所者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、①の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 |  |  |
| 19  業務継続  計画の  策定等  ★ | (1)　感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。  ※　令和6年3月31 日までの間は、努力義務。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第23条の2  第1項 |
| ※　感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続してケアを受けられるよう、養護老人ホームの事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、養護老人ホームに対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、職員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての職員が参加できるようにすることが望ましい。 |  | 平12老発307  第5の10の(1) |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 |  | 平12老発307  第5の10の(2) |
|  | ①　感染症に係る業務継続計画  　　ア　平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)  　　イ　初動対応  　　ウ　感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)  　②　災害に係る業務継続計画  　　ア　平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)  　　イ　緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)  　　ウ　他施設及び地域との連携 |  |  |
|  | (2)　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第23条の2  第2項  平12老発307  第5の10の(3) |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 |  |
|  | ※　訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  | 平12老発307  第5の10の(4) |
|  | (3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第23条の2  第3項 |
| 20  衛生管理等  ★ | (1)　入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第24条第1項 |
|  | ※　養護老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 |  | 平12老発307  第5の11の(1) |
|  | ①　水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。  ②　養護老人ホームは、つねに施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。  ③　養護老人ホームは、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。  ④　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。  ⑤　定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。 |  |  |
|  | (2)　当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。  ※　令和6年3月31 日までの間は、努力義務。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第24条第2項 |
|  | ①　当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第24条第2項  第1号 |
|  | 〔感染対策委員会〕  　当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 |  | 平12老発307  第5の11の(2)① |
|  | 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  　また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 |  |  |
|  | ②　当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第24条第2項  第2号  平12老発307  第5の11の(2)② |
|  | 〔感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針〕  　当該施設における「感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  　平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌物・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。  　また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 |  |
|  | ③　当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第24条第2項  第3号 |
|  | 〔感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修〕  　支援員その他の従事者に対する「感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。  　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても施設の指針が周知されるようにする必要がある。  　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。 |  | 平12老発307  第5の11の(2)③ |
|  | 〔感染症の予防及びまん延の防止のための訓練〕  　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。  　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  | 平12老発307  第5の11の(2)④ |
|  | ④　①～③に掲げるもののほか、別に「市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿って下記に掲げる対応を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第24条第2項  第4号  市告示第127号  平18厚労告268 |
|  | ア　職員が、入所者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えていますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告  268の一 |
|  | イ　施設長は施設内において感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前記アの報告を受けたときは、職員に対して必要な指示を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告  268の二 |
|  | ウ　感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員、来訪者等の健康状態によっては入所者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び入所者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告  268の三 |
|  | エ　医師及び看護職員は、施設内において感染症又は食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を取っていますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告  268の四 |
|  | オ　施設長及び職員は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告  268の五 |
|  | カ　施設は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告  268の六 |
|  | キ　施設長は、次に掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告  268の七 |
|  | (ア) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合  (イ) 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合  (ウ) 上記(ア)及び(イ)に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ特に施設長等が報告を必要と認めた場合 |  |  |
|  | ク　上記キの報告を行った場合は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう、努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告  268の八 |
|  | ※　施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往症であっても、一定の場合を除き、老人福祉法(昭和38 年7月11 日法律第133号)第20 条第2項に規定する正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、支援員その他の従事者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。 |  | 平12老発307  第5の11の(2)⑤ |
| 21  協力病院等 | (1)　入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めていますか。また、協力病院のうち、1以上は市内の病院とするよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第25条第1項  第2項 |
|  | (2)　入所者の口腔衛生の観点から、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第25条第3項 |
|  | ※　協力病院及び協力歯科医療機関は、何れも施設から近距離にあるこ  とが望ましい。 |  | 平12老発307  第5の12の(2) |
| 22  秘密保持等  ★ | (1)　正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしいませんか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第26条第1項 |
| (2)　職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第26条第2項 |
|  | ※　養護老人ホームに対して、過去に当該養護老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり具体的には、養護老人ホームは、当該養護老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。 |  | 平12老発307  第5の13の(2) |
| 23  苦情への  対応  ★ | (1)　処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口その他の必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第27条第1項 |
| ※　「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、  　①　施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口の決定  　②　施設内における苦情解決の手続の明確化  　③　苦情受付の窓口及び苦情解決のための手続の入所者及び施設職員等に対する周知等　　の措置である。  　　なお、その他の関連する事項については、平成12年8月22 日障第615 号、老発第598 号、児発第707号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」により別途通知しているので参考にされたい。 |  | 平12老発307  第5の14の(1) |
|  | (2)　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第27条第2項平12老発307  第5の14の(2) |
|  | ※　苦情に対し養護老人ホームが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(養護老人ホームの提供する処遇とは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務づけたものである。  　　また、養護老人ホームは、苦情が処遇の質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、処遇の質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。なお、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。 |  |
|  | (3)　その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第27条第3項 |
|  | (4)　市町村から求めがあった場合には、上記(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第27条第4項 |
|  | (5)　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第27条第5項 |
| 24  地域との連携等 | (1)　その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第28条第1項 |
| ※　養護老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。 |  | 平12老発307  第5の15の(1) |
|  | (2)　その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第28条第2項 |
|  | ※　介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 |  | 平12老発307  第5の15の(2) |
| 25  事故発生の防止及び発生時の対応  ★ | (1)　事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第29条第1項 |
| ①　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第29条第1項  第1号 |
| 〔事故発生の防止のための指針〕  　養護老人ホームが整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  　ア　施設における介護事故の防止に関する基本的考え方  　イ　介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項  　ウ　介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針  　エ　施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針  　オ　介護事故等発生時の対応に関する基本方針  　カ　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  　キ　その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 |  | 平12老発307  第5の16の(1) |
|  | ②　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底する体制を整備していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第29条第1項  第2号 |
|  | 〔事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底〕  　養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のようなことを想定している。  　ア　介護事故等について報告するための様式を整備すること。  　イ　介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。  　ウ　(3)の事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。  　エ　事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。  　オ　報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。  　カ　防止策を講じた後に、その効果について評価すること。 |  | 平12老発307  第5の16の(2) |
|  | ③　事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行ってますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第29条第1項  第3号 |
|  | 〔事故発生の防止のための委員会〕  　養護老人ホームにおける「事故発生の防止のための検討委員会」(以下「事故防止検討委員会」という。)は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長、医師、看護職員、支援員、生活相談員)により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。  　事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 |  | 平12老発307  第5の16の(3) |
|  | 〔事故発生の防止のための職員に対する研修〕  　支援員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該養護老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。  　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。 |  | 平12老発307  第5の16の(4) |
|  | ④　①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第29条第1項  第2号  平12老発307  第5の16の(5) |
|  | 〔事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者〕  　養護老人ホームにおける事故発生を防止するための体制として、⑴から⑷までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同一の従業者が務めることが望ましい。  　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第10 条において、6ヶ月間の経過措置を設けており、令和3年9月30 日までの間は、努力義務とされている。 |  |
|  | (2)　入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第29条第2項 |
|  | (3)　(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第29条第3項 |
|  | (4)　入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第29条第4項 |
|  | 〔事故発生時の対応〕  　養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、入所者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。  　なお、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しておかなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。 |  | 平12老発307  第5の16の(6) |
|  | a　養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。  　ｂ　養護老人ホームは、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 |  |  |
| 26  虐待の防止  ★ | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。  ※　令和6年3月31 日までの間は、努力義務。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第30条 |
| ※　虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、養護老人ホームは虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 |  | 平12老発307  第5の17 |
|  | 〇虐待の未然防止  　　養護老人ホームは高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながら入所者のケアにあたる必要があり、第2条の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、職員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、職員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の職員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。  　〇虐待等の早期発見  　　養護老人ホームの職員は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。  　〇虐待等への迅速かつ適切な対応 |  |  |
|  | 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、養護老人ホームは当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。  　　以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 |  |  |
|  | (1)　養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第30条第1項  第1号 |
|  | 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕  　「虐待防止検討委員会」は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、施設長を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。  　なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。  　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 平12老発307  第5の17① |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、職員に周知徹底を図る必要がある。  　ア　虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること  　イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  　ウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  　エ　虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること  　オ　職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  　カ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  　キ　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  | 平12老発307  第5の17① |
|  | (2)　養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第30条第2号  平12老発307  第5の17② |
|  | 〔虐待の防止のための指針〕  　養護老人ホームが整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  　ア　施設における虐待の防止に関する基本的考え方  　イ　虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項  　ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  　エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  　オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  　カ　成年後見制度の利用支援に関する事項  　キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  　ク　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  　ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  |
|  | (3)　当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第30条第3号 |
|  | 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕  　職員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該養護老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。  　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。  　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。 |  | 平12老発307  第5の17③ |
|  | (4)　(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第30条第4号平12老発307  第5の17④ |
|  | 〔虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者〕  　養護老人ホームにおける虐待を防止するための体制として、(1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |  |
| 27  電磁的  記録 | 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 養護条例  第31条 |
|  | ※　養護老人ホーム及び養護老人ホームにおいて入所者の処遇に携わる者(以下「施設等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、施設等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。  　(1)　電磁的記録による作成は、施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  　(2)　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  | 平12老発307  第6 |
|  | (3)　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。  　(4)　また、電磁的記録により行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |